

# 日本教科内容学会細則

## 第1章 全国大会

- 第1条 本会は年1回以上全国大会を開催する。
- 第2条 全国大会は一般講演，特別講演及びシンポジウム等を行う。
- 第3条 全国大会その他本会諸会合の日時，場所，必要な事項は会誌ならびに Web 等に掲載する。

## 第2章 会誌その他刊行物

- 第4条 本会は日本教科内容学会誌（Journal of Japan Society of Subject Contents）を発行する。会誌の投稿規定及び投稿論文執筆要領は別に定める。また，会誌には本会の事業並びに会務に関する諸報告，その他適当と認める記事を掲載する。
- 第5条 本会は理事会に諮って，会誌のほか有益と認める図書等を刊行することができる。
- 第6条 会誌は全会員に1部を無料で配布する。会誌その他の刊行物は相当の代価で希望者に配布する。代価は理事会で決定する。
- 第7条 会誌その他の刊行物の寄贈先は理事会で決定する。

## 第3章 学会賞

- 第8条 本会の授与する賞は功績賞，論文賞，奨励賞及び理事会で適切と認められた賞とする。受賞者は原則として会員に限る。
- 第9条 功績賞は本会に対して特に功績のあった者に与える。
- 第10条 論文賞は特に優れた研究をなし，その業績を本会会誌に発表した者に与える。
- 第11条 奨励賞は優れた研究を全国大会で発表した者に与える。
- 第12条 理事会内に会長を委員長とする学会賞選考委員会を設け，受賞者を決定する。

## 第4章 分科会

- 第13条 本会には必要に応じて分科会を置く。
- 第14条 分科会には代表を置き，代表は正会員に限る。代表の任期は原則として2年とする。

## 第5章 入会

- 第15条 会員になろうとする者は，本会所定の入会申込書に必要事項を記入し，申込みをしなければならない。ただし，除名された者は再入会できない。
- 第16条 入会申込者に対しては理事会でその資格を審査し，入会を承認する。
- 第17条 理事会で入会を承認された者は所定の入会金並びに年会費を納めなければならない。事務局は入会金及び年会費の納入を確認した後，入会承認書を送り会員名簿に登録する。
- 第18条 入会金は1,000円（正会員のみ）とする。

## 第6章 会費

- 第19条 会員は次に定める年会費を納めなければならない。
- 正会員（5,000円）
- 学生会員（3,000円）
- 賛助会員（50,000円）
- 第20条 会員は年会費を原則として3月末日までに前納しなければならない。
- 第21条 学生会員から正会員へ資格変更した際には，入会金は納めなくてよい。
- 第22条 年会費を滞納した会員は，その権利が停止される。
- 第23条 正会員で就学した場合，その期間，当人の申し出により理事会の承認を得て，正会員の身分のまま学生会員の年会費を納めるものとする。
- 第24条 購読会員は学会誌を理事会で決定した売価で購読する。入会金は納めなくてよい。

## 第7章 退会

- 第25条 退会しようとする者は書面で申し出て，理事会の承認を得なければならない。退会しようとする者に未納の会費がある場合には，これを支払わなければならない。

## 第8章 付則

第 26 条 この細則は 2014 年度より実施する。

第 27 条 学会発足初年度に限り学会費の納入期限は理事会が決定し、所定の額（年会費と入会金）を期限内に所定の方法で納入することとする。